

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ国保年金課医療給付係(☎内線148)

■保険証の更新

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい保険証を提示してください。

現在使用している保険証は回収しませんので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

■医療費の負担割合

後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況によって判定され、毎年8月1日から適用されます。

- 一般Ⅱ1割負担
- 一定以上の所得がある人(同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度加入者がある人)Ⅱ3割負担
- ※3割負担の人でも、一定の要件を満たすときは、申請することで1割負担になる

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、交付された認定証を保険証と一緒に医療機関に提示することで、外来受診・入院時の一部負担金と食事が下表のとおり軽減されます。

すでに認定証をお持ちの人のうち、世帯全員の所得の状況が把握できる人には、7月末までに新しい認定証を郵送します。

なお、新たに申請が必要な人には、6月下旬に手続きの

場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを郵送していますので、案内に従い申請してください。郵送による申請も受け付けます。

お知らせを郵送していただく、案内に従い申請してください。郵送による申請も受け付けます。

※所得区分の判定基準

所得区分	所得区分判定基準	
現役並み所得者	市民税課税所得が145万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者	
一般	現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰに該当しない人	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	世帯の全員が市民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)
	低所得Ⅰ	世帯の全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

■外来受診・入院時一部負担金の軽減(月額)

平成30年8月から、「現役並み所得者」は新たに3つの所得区分に分けられ、(個人単位)がなくなり、(世帯単位)の限度額が変更になります。

所得区分	限度額				入院時の食事代(1食当たり)
	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)		
	平成30年7月まで	平成30年8月から	平成30年7月まで	平成30年8月から	
現役並み所得者	課税所得690万円以上 限度額証は発行されません	57,600円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	(※2)460円
	課税所得380万円以上			167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	
	課税所得145万円以上			80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	
一般	限度額証は発行されません	14,000円 年間上限144,000円(※1)	18,000円	57,600円	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円		24,600円	(※3)210円
	低所得Ⅰ	8,000円		15,000円	100円

※1=年間上限とは、当年8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限のことです。
 ※2=経過措置対象者(指定難病の患者)は、1食当たり260円となります。
 ※3=市民税非課税世帯のうち低所得Ⅱの入院時の食事代は、過去12ヶ月で90日を超える入院の場合は、1食当たり160円となります。

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの皆さんへ

▽申請先／問い合わせ先Ⅱ国保年金課医療給付係(☎内線142)

■医療費受給者証の更新

現在使用している受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい受給者証を提示してください。

現在使用している受給者証は回収しませんので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

■医療費の助成

医療費助成事業とは、医療機関などで医療を受けた際の医療費の一部を市が助成するものです。

対象となるのは下表に該当する人で、助成を受けるためには申請が必要です。まだ申請していない人は、市役所本庁国保年金課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかの窓口で早めに申請してください。

※前年の所得により該当しない場合もあります。

■医療費助成事業の対象者

区分	対象となる人	助成方法	医療機関などでの手続き方法
子ども	未就学児	現物給付	【現物給付】 窓口で保険証と医療費受給者証を提示してください(窓口での負担はありません)。
	小学生、中学生	償還払い	
重度心身障がい者	身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の人	現物給付 償還払い	【償還払い】 窓口で医療費受給者証を提示し、医療費助成給付申請書を提出してください(窓口で負担金を支払う必要があります。後日、口座振替により給付します)。
ひとり親家庭	・児童とその児童を扶養している配偶者のいない父母 ・父母のいない児童 ※児童=児童が18歳に達した以後の最初の3月31日まで該当	現物給付 償還払い	
寡婦など	かつて配偶者のいない母(父)として20歳未満の児童を扶養していた70歳未満の人	償還払い	

※重度心身障がい者、ひとり親家庭の助成方法は、対象となる人が未就学児の場合は現物給付、小学生以上の場合は償還払いとなります。

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画(第6回変更)案等に関する住民説明会を開催します

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の地権者などを対象として、事業計画(第6回変更)案などに関する説明会を開催します。

- ▷期日=8月2日(木)
- ▷時間
 - ・1回目=午後2時~
 - ・2回目=午後7時~
 ※説明内容は同じです。都合の良い時間の説明会にご出席ください。
- ▷会場=大船渡地区公民館
- ▷対象=震災前に、台町・明土・川原・北笹崎・南笹崎・中央通・茶屋前・南町・永沢・須崎・浜町行政区に所属していた、大船渡駅周辺地区

土地区画整理事業の地権者など、どなたでも参加できます。

- ▷説明内容=大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画(第6回変更)案、字界の変更案など、今後の土地区画整理事業の流れについて
- ▷問い合わせ先=市街地整備課市街地整備係(☎内線344)

